

農地の売買、贈与、貸借等に関するご案内（農地法第3条）

農地を農地として取得（または借りる）ためには、農地法第3条に基づく許可が必要です。
以下の手順を参考に農業委員会へご相談ください！

この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。
尚、農地の売買、貸借については一定条件を満たすと農地中間管理事業により手続きが可能です。
詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

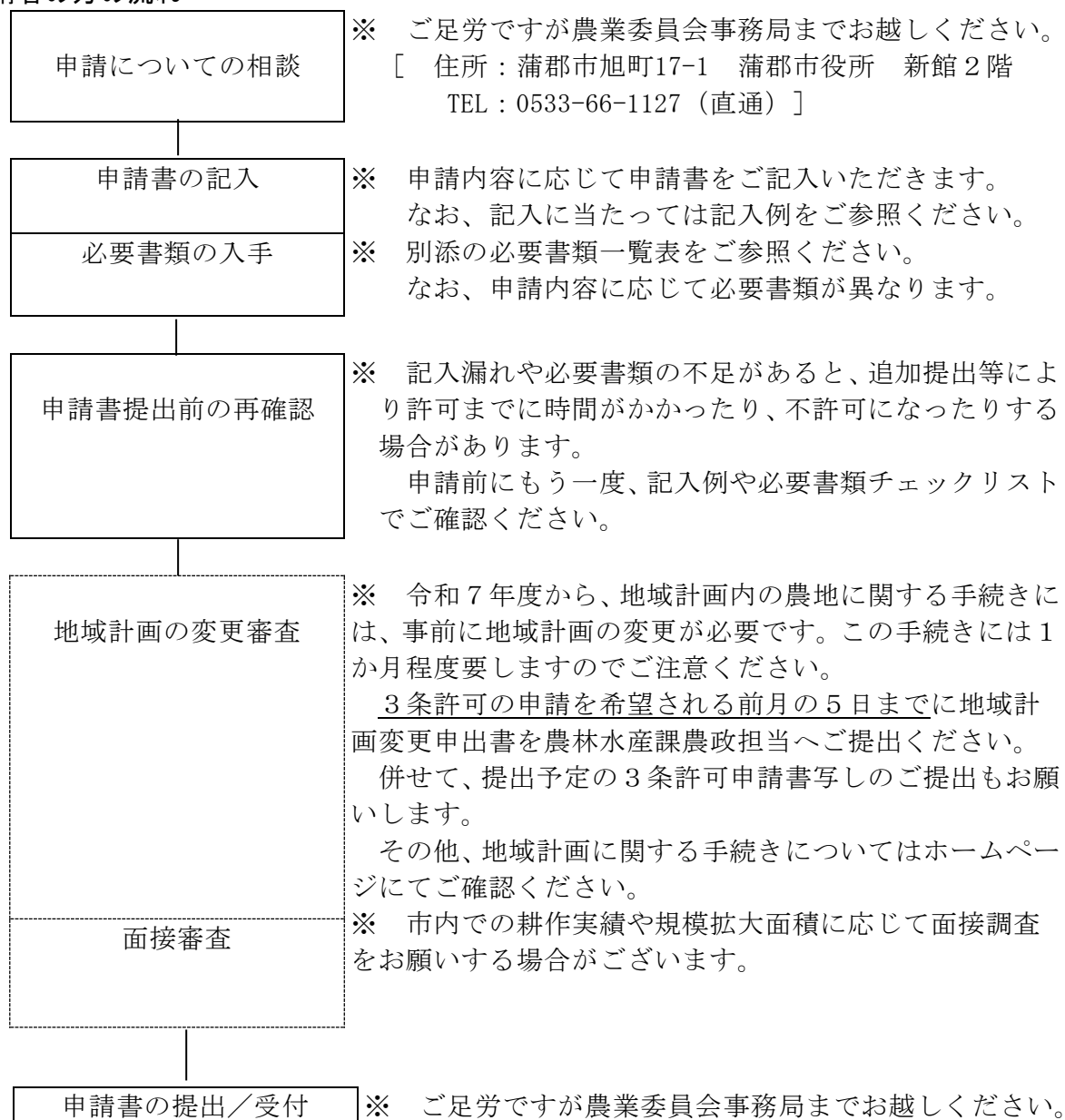
- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第3条許可事務の主な流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 蒲郡市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を、30日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの主な流れは次のページのとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ

申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は 30 日です。

